

## 【別紙1】脆弱性評価結果

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>	
1-1	<b>住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</b>
① 市街地の整備	<p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
②建築物等の安全対策	<p>地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。</p> <p>また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。</p>
⑦防災組織及び活動体制の整備	<p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
⑧情報収集伝達体制の確立	<p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
⑨消防体制の整備	<p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p>
⑩緊急輸送体制の整備	<p>災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。</p> <p>また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。</p>

<p><b>⑫避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑬二次災害防止体制の整備</b></p> <p>被害拡大要因となる二次災害の未然防止を図るため、応急危険度判定制度の整備や斜面判定士制度の活用 に努める必要がある。</p>
<p><b>⑭要配慮者対策</b></p> <p>災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の 行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難 病者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する必要がある。</p>
<p><b>⑮帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p>市は、大阪府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する 必要がある。 大阪府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏 まえた取組を強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める必要がある。</p>
<p><b>⑯防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキル の習得に努める必要がある。 これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い 等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑰自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域 コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における 自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私立の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回</li> </ul> <p>&lt;都市計画部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率:81.4%【平成27年度(2015年度)】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1% 【令和元年度(2019年度)】</li> </ul>

<p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】</li> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】</li> <li>・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】</li> </ul> <p>&lt;学校教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率:45.7%【令和元年度(2019年度)】</li> <li>・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率:48.8%【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;地域教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p>
<p><b>1-2</b></p> <p><b>住宅密集地や大規模集客施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生</b></p>
<p>① 市街地の整備</p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>② 建築物等の安全対策</p> <p>地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。</p> <p>また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。</p>
<p>⑦ 防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p>⑧ 情報収集伝達体制の確立</p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>

<p><b>⑨消防体制の整備</b></p> <p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p>
<p><b>⑫避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑬要配慮者対策</b></p> <p>災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する必要がある。</p>
<p><b>⑭帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p>市は、大阪府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する必要がある。</p> <p>大阪府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組を強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める必要がある。</p>
<p><b>⑯防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑰自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数：年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私立の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数：月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数：月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市計画部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率：81.4%【平成27年度(2015年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率：93.1%（計画延長43路線87.1km、内81.1km完成）【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率：57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率：34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率：37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<p>&lt; 消防本部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt; 水道部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt; 学校教育部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率:45.7%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率:48.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt; 地域教育部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p>
<p><b>1-3</b></p> <p><b>突発的又は広域にわたる市街地等への浸水及び長期的な冠水による多数の死傷者の発生</b></p>
<p>①市街地の整備</p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>③水害予防対策</p> <p>水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。</p>
<p>⑦防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p>⑧情報収集伝達体制の確立</p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>

<p><b>⑨消防体制の整備</b></p> <p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p>
<p><b>⑫避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑮要配慮者対策</b></p> <p>災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する必要がある。</p>
<p><b>⑳防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>㉑自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私立の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】</li> <li>・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>

<地域教育部>

・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

1-4

**土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生**

**①市街地の整備**

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

**③水害予防対策**

水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。

**④地盤災害予防対策**

地盤崩壊等による災害の未然防止を図るため、液状化対策、土砂災害対策及び宅地防災対策を実施する必要がある。

**⑦防災組織及び活動体制の整備**

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

**⑧情報収集伝達体制の確立**

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。

**⑨消防体制の整備**

火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。

**⑫避難体制の確立**

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。

**⑬二次災害防止体制の整備**

被害拡大要因となる二次災害の未然防止を図るため、応急危険度判定制度の整備や斜面判定士制度の活用

に努める必要がある。

<p>⑱要配慮者対策</p> <p>災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する必要がある。</p>
<p>⑳防災意識の高揚</p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p>㉑自主防災体制の整備</p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私立の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;地域教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>
<b>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</b>
<p>① 市街地の整備</p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>⑦防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部署マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p>⑩緊急輸送体制の整備</p> <p>災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。</p> <p>また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。</p>
<p>⑭非常用物資の確保体制の整備</p> <p>住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する必要がある。</p>
<p>⑮ライフライン確保体制の整備</p> <p>災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。</p>
<p>⑳自主防災体制の整備</p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <p>・備蓄目標に対する整備率(主食、高齢者食):56.1%【令和元年度(2019年度)】</p> <p>&lt;土木部&gt;</p> <p>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</p> <p>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</p>

<下水道部>

- ・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】

<水道部>

- ・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】
- ・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】
- ・応急給水施設数(災害時給水拠点・災害時給水所):21箇所【平成30年度(2018年度)】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**2-2**

**長期にわたる孤立地域等の同時発生**

① 市街地の整備

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

③ 水害予防対策

水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。

④ 地盤災害予防対策

地盤崩壊等による災害の未然防止を図るため、液状化対策、土砂災害対策及び宅地防災対策を実施する必要がある。

⑧ 情報収集伝達体制の確立

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。

⑨ 消防体制の整備

火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。

⑩ 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。

<p><b>⑭非常用物資の確保体制の整備</b></p> <p>住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する必要がある。</p>
<p><b>⑮ライフライン確保体制の整備</b></p> <p>災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。</p>
<p><b>⑯要配慮者対策</b></p> <p>災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する必要がある。</p>
<p><b>⑰防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑱自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄目標に対する整備率(主食、高齢者食):56.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市魅力部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み所管施設(避難所及び遺体安置所となる施設に限る)数:2施設【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私立の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt; 消防本部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt; 水道部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・応急給水施設数(災害時給水拠点・災害時給水所):21箇所【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt; 地域教育部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>
<b>2-3</b>
<b>自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>
<p>①市街地の整備</p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>⑦防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p>⑧情報収集伝達体制の確立</p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
<p>⑨消防体制の整備</p> <p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p>

<p><b>⑪緊急輸送体制の整備</b></p> <p>災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。</p> <p>また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。</p>
<p><b>⑫避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑬要配慮者対策</b></p> <p>災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する必要がある。</p>
<p><b>⑭自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>⑮ボランティア活動環境の整備</b></p> <p>ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、地域のボランティア活動の支援を行う必要がある。</p> <p>さらに、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>

<地域教育部>

・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**2-4**

**想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱**

**⑦防災組織及び活動体制の整備**

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

**⑪緊急輸送体制の整備**

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。

**⑫避難体制の確立**

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。

**⑬要配慮者対策**

災害時において、必要な情報を迅速かつ確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する必要がある。

**⑭帰宅困難者支援体制の整備**

市は、大阪府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する必要がある。

大阪府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組を強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める必要がある。

**⑮自主防災体制の整備**

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。

**⑯ボランティア活動環境の整備**

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、地域のボランティア活動の支援を行う必要がある。

さらに、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、

災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る必要がある。
現在の水準を示す指標
<土木部> ・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>
<b>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給、必要な水資源の途絶による医療機能の麻痺</b>
<b>① 市街地の整備</b>
市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。 また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。
<b>⑦防災組織及び活動体制の整備</b>
総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。 大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部署マニュアルの整備を図る必要がある。
<b>⑪緊急輸送体制の整備</b>
災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。 また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。
<b>⑩応急医療体制の整備</b>
災害発生時に迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう、大阪府、医療関係機関と連携しながら、応急医療体制を整備する。なお、別途作成する「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」に即した対応とする必要がある。
<b>⑭非常用物資の確保体制の整備</b>
住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する必要がある。
<b>⑮ライフライン確保体制の整備</b>
災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。 特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。

現在の水準を示す指標
<p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄目標に対する整備率(主食、高齢者食):56.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・応急給水施設数(災害時給水拠点・災害時給水所):21箇所【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>

(起きてはならない最悪の事態)
<p>2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>① 市街地の整備</p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>⑦ 防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>

<p><b>⑧情報収集伝達体制の確立</b></p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑩応急医療体制の整備</b></p> <p>災害発生時に迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう、大阪府、医療関係機関と連携しながら、応急医療体制を整備する。なお、別途作成する「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」に即した対応とする必要がある。</p>
<p><b>⑭非常用物資の確保体制の整備</b></p> <p>住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する必要がある。</p>
<p><b>⑮ライフライン確保体制の整備</b></p> <p>災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。</p>
<p><b>⑰遺体安置所、火葬場等の確保</b></p> <p>災害により多数発生する死者を一時的に安置し、円滑に火葬するために必要となる遺体安置所や火葬場等を確保し、公衆衛生上の危害発生の防止に努める必要がある。</p> <p>なお、火葬場については、大阪府と連携して、広域的な応援協力体制の整備に努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄目標に対する整備率(主食、高齢者食):56.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・応急給水施設数(災害時給水拠点・災害時給水所):21箇所【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>

<地域教育部>

・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**2-7**

**劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

**① 市街地の整備**

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

**⑦防災組織及び活動体制の整備**

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

**⑩応急医療体制の整備**

災害発生時に迅速かつ確かな医療救護活動が実施できるよう、大阪府、医療関係機関と連携しながら、応急医療体制を整備する。なお、別途作成する「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」に即した対応とすることがある。

**⑫避難体制の確立**

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。

**⑭非常用物資の確保体制の整備**

住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する必要がある。

**⑮ライフライン確保体制の整備**

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。

**⑰自主防災体制の整備**

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。

<p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄目標に対する整備率(主食、高齢者食):56.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・応急給水施設数(災害時給水拠点・災害時給水所):21箇所【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p> <p><b>3-1</b></p> <p><b>被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</b></p> <p>⑨消防体制の整備</p> <p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p> <p>⑩自主防災体制の整備</p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p> <p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p> <p><b>3-2</b></p> <p><b>庁舎被災による市役所機能の大幅な低下</b></p> <p>⑪建築物等の安全対策</p> <p>地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。</p> <p>また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。</p> <p>⑫防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画（BCP）の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p><b>⑨消防体制の整備</b></p> <p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p>
<p><b>⑩自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;福祉部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設等における非常用自家発電設備の整備か所数:41施設【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市計画部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率:81.4%【平成27年度(2015年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;学校教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率:45.7%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率:48.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p>
<p><b>3-3</b></p> <p><b>地域の防災行政施設と行政職員の被災による機能の大幅な低下</b></p>
<p><b>②建築物等の安全対策</b></p> <p>地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。</p> <p>また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。</p>
<p><b>⑦防災組織及び活動体制の整備</b></p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画（BCP）の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>

<p><b>⑨消防体制の整備</b></p> <p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p>
<p><b>⑩避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑪自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt;都市計画部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率:81.4%【平成27年度(2015年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;学校教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率:45.7%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率:48.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p>
<p><b>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</b></p>
<p><b>① 市街地の整備</b></p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p><b>②建築物等の安全対策</b></p> <p>地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。</p> <p>また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。</p>
<p><b>③水害予防対策</b></p> <p>水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。</p>
<p><b>⑦防災組織及び活動体制の整備</b></p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安</p>

<p>心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p><b>⑧情報収集伝達体制の確立</b></p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑫避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑮ライフライン確保体制の整備</b></p> <p>災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。</p>
<p><b>⑳防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>㉑自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市魅力部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み所管施設(避難所及び遺体安置所となる施設に限る)数:2施設【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私立の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市計画部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率:81.4%【平成27年度(2015年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

< 下水道部 >

- ・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

< 消防本部 >

- ・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】

< 水道部 >

- ・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】
- ・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

< 学校教育部 >

- ・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率:45.7%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率:48.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

< 地域教育部 >

- ・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**4-2**

**テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**

**⑦防災組織及び活動体制の整備**

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

**⑧情報収集伝達体制の確立**

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。

<p><b>⑫避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑬帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p>市は、大阪府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する必要がある。</p> <p>大阪府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組を強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める必要がある。</p>
<p><b>⑭防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑮自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市魅力部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み所管施設(避難所及び遺体安置所となる施設に限る)数:2施設【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私立の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;地域教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p> <p><b>4-3</b></p> <p><b>災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</b></p>
<p><b>⑦防災組織及び活動体制の整備</b></p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p>

<p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p><b>⑧情報収集伝達体制の確立</b></p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑫避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑬帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p>市は、大阪府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する必要がある。</p> <p>大阪府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組を強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める必要がある。</p>
<p><b>⑭防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑮自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市魅力部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み所管施設(避難所及び遺体安置所となる施設に限る)数:2施設【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私立の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;地域教育部&gt;</p>

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>
<b>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下及び食料等の安定供給の停滞</b>
<p>① 市街地の整備</p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>⑦防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p>⑩緊急輸送体制の整備</p> <p>災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。</p> <p>また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。</p>
<p>⑭非常用物資の確保体制の整備</p> <p>住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する必要がある。</p>
<p>⑮ライフライン確保体制の整備</p> <p>災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。</p>
<p>⑳防災意識の高揚</p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p>㉑自主防災体制の整備</p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>

現在の水準を示す指標
<p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄目標に対する整備率(主食、高齢者食):56.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> </ul>
<p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・応急給水施設数(災害時給水拠点・災害時給水所):21箇所【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>

(起きてはならない最悪の事態)
<p>5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動等の維持への甚大な影響</p>
<p>① 市街地の整備</p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>⑫ 緊急輸送体制の整備</p> <p>災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。</p> <p>また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。</p>
<p>⑬ ライフライン確保体制の整備</p>

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。  
特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。

**現在の水準を示す指標**

<土木部>

- ・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】
- ・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<下水道部>

- ・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<水道部>

- ・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】
- ・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**5-3**

**重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**

②建築物等の安全対策

地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。  
また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。

③水害予防対策

水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。

④地盤災害予防対策

地盤崩壊等による災害の未然防止を図るため、液状化対策、土砂災害対策及び宅地防災対策を実施する必要がある。

⑤危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類による災害の未然防止を図るため、保安教育を実施するとともに、指導の強化、事業所の防災組織の強化を図る必要がある。  
また、毒物・劇物、管理化学物質による災害の未然防止を図るため、大阪府が実施する啓発活動等に協力する必要がある。

⑦防災組織及び活動体制の整備

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発

<p>災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画（BCP）の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p><b>⑧情報収集伝達体制の確立</b></p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑨消防体制の整備</b></p> <p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p>
<p><b>⑩自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt;都市計画部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率:81.4%【平成27年度(2015年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・消防危険物に関する法令違反に対する改善状況:50.0%【令和元年度(2019年度)】</li> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;学校教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率:45.7%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率:48.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;地域教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p>
<p><b>6-1</b></p> <p><b>電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</b></p>
<p><b>① 市街地の整備</b></p> <p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域</p>

避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。
<b>⑦防災組織及び活動体制の整備</b>
総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。 大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。
<b>⑮ライフライン確保体制の整備</b>
災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。 特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。
<b>現在の水準を示す指標</b>
<p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>
<b>6-2</b>
<b>上水道等の長期間にわたる供給停止</b>
<b>① 市街地の整備</b>
市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。 また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。
<b>⑦防災組織及び活動体制の整備</b>
総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を

実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

#### ⑨消防体制の整備

火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。

#### ⑭非常用物資の確保体制の整備

住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する必要がある。

#### ⑮ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。

#### 現在の水準を示す指標

##### <総務部>

・備蓄目標に対する整備率(主食、高齢者食):56.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

##### <土木部>

・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】

・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

##### <下水道部>

・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

##### <消防本部>

・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

##### <水道部>

・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

・応急給水施設数(災害時給水拠点・災害時給水所):21箇所【平成30年度(2018年度)】【再掲】

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>
<b>6-3</b>
<b>下水処理施設やごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止</b>
① 市街地の整備
<p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
⑦防災組織及び活動体制の整備
<p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部署マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
⑮ライフライン確保体制の整備
<p>災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。</p> <p>特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。</p>
⑯災害廃棄物処理に係る防災体制の整備
<p>一般廃棄物処理施設等の災害対策を講じるとともに、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿等の広域的な処理計画を作成することにより、災害時における応急体制を整備する必要がある。</p>
現在の水準を示す指標
<p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>
<b>6-4</b>
<b>交通インフラの長期間にわたる機能停止</b>
① 市街地の整備
<p>市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
⑦防災組織及び活動体制の整備
<p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
⑧情報収集伝達体制の確立
<p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
⑩緊急輸送体制の整備
<p>災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。</p> <p>また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。</p>
現在の水準を示す指標
<p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul>

<地域教育部>

・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**6-5**

**防災インフラの長期間にわたる機能不全**

**① 市街地の整備**

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

**③ 水害予防対策**

水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。

**⑦ 防災組織及び活動体制の整備**

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部署マニュアルの整備を図る必要がある。

**⑮ ライフライン確保体制の整備**

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める必要がある。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める必要がある。

**現在の水準を示す指標**

<土木部>

・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】

・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<下水道部>

・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・処理場・ポンプ場の耐水化計画策定率:0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<水道部>

・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

7-1

**地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生**

**① 市街地の整備**

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

**②建築物等の安全対策**

地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。

また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。

**⑤危険物等災害予防対策**

危険物、高圧ガス、火薬類による災害の未然防止を図るため、保安教育を実施するとともに、指導の強化、事業所の防災組織の強化を図る必要がある。

また、毒物・劇物、管理化学物質による災害の未然防止を図るため、大阪府が実施する啓発活動等に協力する必要がある。

**⑥放射線災害予防対策**

放射線による災害の未然防止を図るため、保有施設の防災対策を推進するとともに、放射性物質の輸送時の安全対策に努める必要がある。

**⑦防災組織及び活動体制の整備**

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

**⑧情報収集伝達体制の確立**

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。

<p><b>⑨消防体制の整備</b></p> <p>火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める必要がある。</p>
<p><b>⑩緊急輸送体制の整備</b></p> <p>災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。</p> <p>また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。</p>
<p><b>⑪避難体制の確立</b></p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。</p>
<p><b>⑫防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑬自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数:年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私別の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数:月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市計画部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率:81.4%【平成27年度(2015年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・消防危険物に関する法令違反に対する改善状況:50.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・市内280mメッシュの耐震性貯水槽設置率:96.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数：年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<水道部>

・基幹管路の耐震適合率：48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

・地下水源率：11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

<学校教育部>

・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率：45.7%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率：48.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<地域教育部>

・公衆無線LAN設置済み公民館数：6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**7-2**

**沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺**

**① 市街地の整備**

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

**② 建築物等の安全対策**

地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。

また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。

**⑦ 防災組織及び活動体制の整備**

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

**⑧ 情報収集伝達体制の確立**

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。

**⑩ 緊急輸送体制の整備**

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。  
また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。

#### ⑫避難体制の確立

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。

#### ⑭自主防災体制の整備

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。

#### 現在の水準を示す指標

##### <都市計画部>

・住宅の耐震化率:81.4%【平成27年度(2015年度)】【再掲】

##### <土木部>

・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】

・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

##### <下水道部>

・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

##### <消防本部>

・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

##### <水道部>

・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

##### <学校教育部>

・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率:45.7%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率:48.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

##### <地域教育部>

・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】

### 7-3

#### ため池等の損壊・機能不全による道路機能の停止、浸水被害による死傷者の発生

##### ①市街地の整備

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した

<p>「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。</p>
<p><b>③水害予防対策</b></p> <p>水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。</p>
<p><b>④地盤災害予防対策</b></p> <p>地盤崩壊等による災害の未然防止を図るため、液状化対策、土砂災害対策及び宅地防災対策を実施する必要がある。</p>
<p><b>⑦防災組織及び活動体制の整備</b></p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p><b>⑧情報収集伝達体制の確立</b></p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;下水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;水道部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> <li>・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;地域教育部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>
<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p>

<b>7-4</b>
<b>有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大</b>
<p>⑤危険物等災害予防対策</p> <p>危険物、高圧ガス、火薬類による災害の未然防止を図るため、保安教育を実施するとともに、指導の強化、事業所の防災組織の強化を図る必要がある。</p> <p>また、毒物・劇物、管理化学物質による災害の未然防止を図るため、大阪府が実施する啓発活動等に協力する必要がある。</p>
<p>⑥放射線災害予防対策</p> <p>放射線による災害の未然防止を図るため、保有施設の防災対策を推進するとともに、放射性物質の輸送時の安全対策に努める必要がある。</p>
<p>⑦防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p>⑧情報収集伝達体制の確立</p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p> <p>&lt; 消防本部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防危険物に関する法令違反に対する改善状況:50.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt; 地域教育部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<b>(起きてはならない最悪の事態)</b>
<b>7-5</b>
<b>農地・森林等の被害による土地の荒廃</b>
<p>③水害予防対策</p> <p>水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。</p>
<p>⑦防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発</p>

<p>災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画 (BCP) の策定や各部署マニュアルの整備を図る必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p>
<p>&lt; 下水道部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> <li>・処理場・ポンプ場設備の老朽化率 32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p>
<p><b>8-1</b></p> <p><b>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</b></p>
<p>⑤危険物等災害予防対策</p> <p>危険物、高圧ガス、火薬類による災害の未然防止を図るため、保安教育を実施するとともに、指導の強化、事業所の防災組織の強化を図る必要がある。</p> <p>また、毒物・劇物、管理化学物質による災害の未然防止を図るため、大阪府が実施する啓発活動等に協力する必要がある。</p>
<p>⑥放射線災害予防対策</p> <p>放射線による災害の未然防止を図るため、保有施設の防災対策を推進するとともに、放射性物質の輸送時の安全対策に努める必要がある。</p>
<p>⑩緊急輸送体制の整備</p> <p>災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める必要がある。</p> <p>また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。</p>
<p>⑯災害廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>一般廃棄物処理施設等の災害対策を講じるとともに、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿等の広域的な処理計画を作成することにより、災害時における応急体制を整備する必要がある。</p>
<p>現在の水準を示す指標</p>
<p>&lt; 土木部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率:93.1% (計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt; 消防本部 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防危険物に関する法令違反に対する改善状況:50.0%【令和元年度 (2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<p><b>(起きてはならない最悪の事態)</b></p>
<p><b>8-2</b></p> <p><b>復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</b></p>
<p>⑦防災組織及び活動体制の整備</p> <p>総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発</p>

災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

#### ②ボランティア活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、地域のボランティア活動の支援を行う必要がある。

さらに、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る必要がある。

### (起きてはならない最悪の事態)

#### 8-3

#### 広域地盤沈下による長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態

##### ① 市街地の整備

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

##### ③水害予防対策

水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。

##### ④地盤災害予防対策

地盤崩壊等による災害の未然防止を図るため、液状化対策、土砂災害対策及び宅地防災対策を実施する必要がある。

##### ⑦防災組織及び活動体制の整備

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

#### 現在の水準を示す指標

<土木部>

- ・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】
- ・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

< 下水道部 >

- ・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

< 水道部 >

- ・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】
- ・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**8-4**

**貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失**

**① 市街地の整備**

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

**② 建築物等の安全対策**

地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める必要がある。

また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める必要がある。

**③ 水害予防対策**

水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する必要がある。

**④ 地盤災害予防対策**

地盤崩壊等による災害の未然防止を図るため、液状化対策、土砂災害対策及び宅地防災対策を実施する必要がある。

**⑦ 防災組織及び活動体制の整備**

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める必要がある。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画(BCP)の策定や各部局マニュアルの整備を図る必要がある。

<p><b>⑧情報収集伝達体制の確立</b></p> <p>災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。</p> <p>また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑩防災意識の高揚</b></p> <p>防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める必要がある。</p> <p>これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める必要がある。</p>
<p><b>⑪自主防災体制の整備</b></p> <p>市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める必要がある。</p>
<p><b>⑫ボランティア活動環境の整備</b></p> <p>ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、地域のボランティア活動の支援を行う必要がある。</p> <p>さらに、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る必要がある。</p>
<p><b>現在の水準を示す指標</b></p> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する講座の開催回数：年85回【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市魅力部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LAN設置済み所管施設(避難所及び遺体安置所となる施設に限る)数：2施設【令和元年度(2019年度)】</li> </ul> <p>&lt;児童部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公私の保育所、幼稚園等における避難訓練実施回数：月1回【再掲】</li> <li>・児童発達支援施設における避難訓練実施回数：月1回【再掲】</li> </ul> <p>&lt;都市計画部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率：81.4%【平成27年度(2015年度)】【再掲】</li> </ul> <p>&lt;土木部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備率：93.1% (計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】</li> <li>・交通バリアフリー道路特定事業整備率：57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】</li> </ul>

<下水道部>

- ・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・処理場・ポンプ場設備の老朽化率:32.6%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・雨水排水施設の整備率:54.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<消防本部>

- ・防火対象物に対する消防設備の査察の実施率:100%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・防火・防災講演会、危険物安全講演会等への参加者数:年間延べ1043名【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<水道部>

- ・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】
- ・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

<学校教育部>

- ・小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率:45.7%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・小・中学校の屋内運動場大規模改造工事の計画達成率:48.8%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<地域教育部>

- ・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**8-5**

**事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

① 市街地の整備

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。市は、大阪府が令和2年(2020年)3月に改訂した「大阪府強靱化地域計画」及び平成31年(2019年)1月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進する必要がある。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する必要がある。

現在の水準を示す指標

<土木部>

- ・都市計画道路の整備率:93.1%(計画延長43路線87.1km、内81.1km完成)【令和2年度(2020年度)】【再掲】
- ・交通バリアフリー道路特定事業整備率:57.0%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<下水道部>

- ・処理場・ポンプ場の耐震診断実施率:34.3%【令和元年度(2019年度)】【再掲】
- ・下水道総合地震対策計画の対象である広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断実施率:37.1%【令和元年度(2019年度)】【再掲】

<水道部>

・基幹管路の耐震適合率:48.5%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

・地下水源率:11.1%【平成30年度(2018年度)】【再掲】

**(起きてはならない最悪の事態)**

**8-6**

**風評被害や信用不安による生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な被害**

**⑧情報収集伝達体制の確立**

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、大阪府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める必要がある。

**現在の水準を示す指標**

<都市魅力部>

・公衆無線LAN設置済み所管施設(避難所及び遺体安置所となる施設に限る)数:2施設

**【令和元年度(2019年度)】**

<地域教育部>

・公衆無線LAN設置済み公民館数:6館【令和元年度(2019年度)】【再掲】